

山形県立保健医療大学マスコットキャラクター使用要領

平成 30 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条

山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）のマスコットキャラクターを使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条

本学のマスコットキャラクターの基本原型は、別記のとおりとする。

(使用申請)

第 3 条

マスコットキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめマスコットキャラクター使用承認書（様式 1 号）により学長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本学が主催する事業の開催に使用するとき
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、学長が適当と認めたとき

(使用承認)

第 4 条

学長は、第 3 条に規定する申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 本学の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、学長がマスコットキャラクターの使用について不適当と認めたとき。

(遵守事項)

第 5 条

マスコットキャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、学長の指示する条件に従うこと。
- (2) キャラクターのデザイン、色等は、別記デザインマニュアルのとおりとし、著しく逸脱しないこと。
- (3) 原則として、物品等には大学名（日本語・英語何れか）を表記すること。

(使用料)

第6条

キャラクターの使用は、原則無料で使用できるものとする。

(使用承認の取消し)

第7条

学長は、マスコットキャラクターの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、学長はその責めを負わない。

(所掌)

第8条

マスコットキャラクターの使用に関しては、広報・社会貢献委員会が所掌し、その事務は総務課が処理する。

(雑則)

第9条

この要領に定めるもののほか、マスコットキャラクターの取り扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

(別記様式)

山形県立保健医療大学マスコットキャラクター使用申請書

平成 年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

住所（法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地）

氏名（法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

印

電話番号

山形県立保健医療大学マスコットキャラクターを使用したいので申請します。

なお、使用にあたっては、山形県立保健医療大学マスコットキャラクター使用要領を遵守するとともに、キャラクターの使用許可、取り消し及び停止並びに許可された変更内容に関して、万一当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合にもいでも当方で処理し、貴学に賠償の請求等は一切行いません。

記

- 1 申請者（法人、団体）の概要
- 2 使用目的（品目・イベント名など）
- 3 使用する形態（図案を添付すること）
- 4 使用数量
- 5 使用期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 6 その他参考となる資料

(別記様式)

山形県立保健医療大学マスコットキャラクター使用許可書

平成 年 月 日

殿

山形県立保健医療大学長

年 月 日付けで申請のありました山形県立保健医療大学マスコットキャラクターの使用については、下記のとおり許可します。

記

1 使用対象物件

2 使用目的

3 使用方法

4 使用期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

5 使用数量

6 遵守事項等

- (1) 使用に際しては、山形県立保健医療大学マスコットキャラクター使用要領を遵守すること。
- (2) 許可を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ学長の許可をうけること。
- (3) マスコットキャラクターを付した物品を制作したときは、完成品（現物または写真など）を提供すること。

[別記]

マスコットキャラクター基本原型

名称：ワイワイ



ロゴマーク

